

令和7年1月21日

風力発電所に関する環境影響評価書の縦覧開始

本市及び桑折町を対象事業実施区域とする（仮称）福島北風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価書の縦覧が下記のとおり開始予定です。
当該発電事業の周知を図るため、事業概要及び縦覧情報を発表します。

記

1 事業概要及び縦覧情報

事業の名称	（仮称）福島北風力発電事業
発電所の種類/基数	風力（陸上）/11基（10基が本市内に設置予定）
発電所の出力	46,200キロワット
対象事業実施区域/面積	福島市（茂庭地区）・桑折町/約354ha（国有林野）
縦覧期間	令和7年1月24日（金）～2月25日（火）
縦覧場所	福島市環境課、飯坂支所、茂庭出張所 ほか関係機関 事業者による電子縦覧
発電事業者	HSE株式会社
縦覧開始のお知らせ	市ホームページ、公式LINE等で縦覧開始日のお知らせ

2 環境影響評価法に基づく手続き状況



環境影響評価制度とは、発電事業者自らが設置工事前に、発電施設が環境へ及ぼす影響を調査・予測し、その結果を公表して、国、県、市、住民の意見を聴き、それらの意見を踏まえた事業計画を作り上げていくための制度。

現在、経済産業大臣からの確定通知が発出されたことから、1カ月間の縦覧により周知されることとなる。

3 本事業計画に対する本市の考え方 別紙のとおり

◆問い合わせ
担当：環境課 温暖化対策推進係
課長 黒須、係長 安倍
電話：024-525-3742（直通）

担当：農林整備課 林務係
課長 吉田、係長 佐藤
電話：024-525-3729（直通）

1 風力発電所に関する環境影響評価書の縦覧について

◆本市及び桑折町を対象事業実施区域とする（仮称）福島北風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価書の縦覧が下記のとおり開始予定です。

(1) 事業概要及び縦覧情報

事業の名称	(仮称) 福島北風力発電事業
発電所の種類/基数	風力(陸上) / 11基 (10基が本市内に設置予定)
発電所の出力	46, 200キロワット
対象事業実施区域/面積	福島市(茂庭地区)・桑折町/約354ha(国有林野)
縦覧期間	令和7年1月24日(金)～2月25日(火)
縦覧場所	福島市環境課、飯坂支所、茂庭出張所 ほか関係機関事業者による電子縦覧
発電事業者	HSE株式会社
縦覧開始のお知らせ	市ホームページ、公式LINE等で縦覧開始日のお知らせ

(2) 環境影響評価法に基づく手続き状況

現在

配慮書

縦覧：R2.5.29
～6.29

方法書

縦覧：R2.11.24
～12.24

準備書

縦覧：R4.10.14
～11.14

確定通知

(経済産業大臣)
R7.1.8

評価書

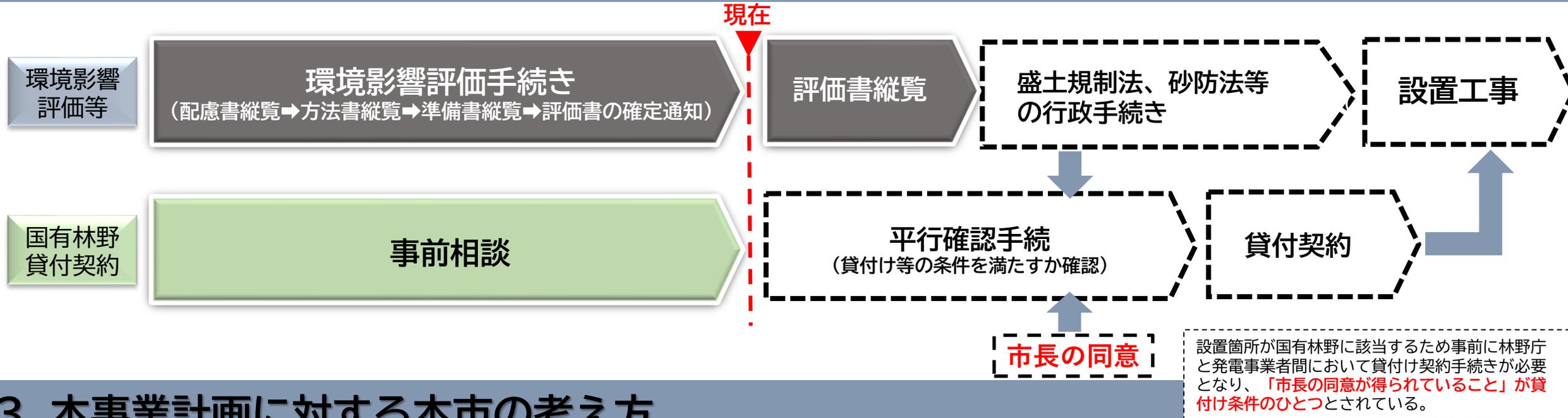
縦覧：R7.1.24
～2.25(予定)

環境影響評価制度とは、発電事業者自らが設置工事前に、発電施設が環境へ及ぼす影響を調査・予測し、その結果を公表して、国、県、市、住民の意見を聴き、それらの意見を踏まえた事業計画を作り上げていくための制度。

(3) 位置図



2 国有林野における設置工事までのフロー



3 本事業計画に対する本市の考え方

国有林野（事業予定地）貸付け条件となっている「市長の同意」について

- ①気象危機等に伴う災害発生リスクへの懸念が高まっていること
- ②山地でのメガソーラーや風力発電施設が多く設置されたことにより、ふるさとの景観の破壊や水不足、住処を追われた野生動物による鳥獣被害への懸念も、格段に高まってきていること
- ③森林伐採を伴うメガソーラーや風力発電施設の立地に対する市民感情は、著しく拒否的な方向に強まっており、市としても、①②の自然環境の悪化や市民感情の変化等に対するより踏み込んだ対応を迫られていること
- ④環境影響評価では、市から「風力発電事業により土砂災害等の発生を懸念する地元住民もいることから、地元関係者や関係機関への十分な説明・協議を行い、地元住民の不安解消に努めること」との意見を提出していたが、地域住民の認知、理解は図られておらず、むしろ反対の意向が多く、事業者の対応は不十分であること

これらを踏まえ
「同意しない」